

第2 バチカン公会議『現代世界憲章』

第2部 若干の緊急課題

(南山大学監修『第2 バチカン公会議公文書全集』中央出版者、昭和61年、360~366頁)

第1章 婚姻と家庭の尊さ

47 (現代世界における婚姻と家庭) 個人の幸福、ならびに一般社会とキリスト教社会の幸福は、婚姻および家庭と呼ばれる共同体の健全な状態に堅く結ばれている。したがって、キリスト者は、この共同体を高く評価するすべての人とともに、今日人々の間にこの愛の共同体の支持と生命の尊重を促進させるため、またその崇高な務めを果たすよう夫婦と両親を助けるために、種々の補助が提供されていることを心から喜び、なお、そこから、多くのよい結果を期待し、またそれを促進するよう努力している。

しかし、この制度の尊厳がどこにおいても同じ明るさをもって輝いているわけではない。多妻主義、離婚の流行、いわゆる自由恋愛、その他のゆがみがそれを曇らせているからである。そのうえ、夫婦愛はしばしば利己主義、快楽主義、不道德な避妊手段によって汚されている。さらに、現代の経済・社会・心理・政治条件が家庭内にもたらす混乱も少なくない。また世界のある地域では人口増加によって生ずる問題が憂慮されている。人々の良心はこれらすべてのことによって悩まされているが、婚姻・家族制度の力と堅実さは次のことから明らかである。すなわち、現代社会の大きな変革は、それに伴う困難にもかかわらず、しばしばこの制度の真の本質を種々の方法で現わしている。

したがって、公会議は教会の教えのいくつかの重要点に、いっそう明るい光をあてることによって、結婚生活の本来の尊厳と聖なるすぐれた価値を守り促進しようと努めるキリスト者とすべての人を、照らし力づけたいと望むものである。

48 (婚姻と家庭の聖性) 夫婦によって結ばれる生命と愛の深い共同体は、創造主によって設立され、法則を与えられた。それは結婚の誓約、すなわち撤回できない個人的同意を基礎とする。こうして配偶者が互いに自分を与え、受ける人間行為によって、神の制定による堅固な制度が教会の前にも生まれる。この聖なるきずなは、夫婦と子供と社会の善のために、人間の自分かつてにはならない。神自身が婚姻の創設者であり、種々の善と目的をこれに与えたからである(注1)。そして、これらすべての善と目的は、人類の存続にとって、家族各員の個人的向上と永遠の目的にとって、家庭と全社会の尊厳、永続、平和、繁栄にとって、最も重要である。婚姻制度そのものと夫婦愛とは、その本来の性質から、子供の出産と教育とに向けて定められているものであって、これらはその栄冠のようなものである。したがって男女は、結婚の誓約によって「もはや二つではなく、一つの肉であり」(マタイ 19・6)、自分たち自身と行為の深い一致をもって互いに助け合い、仕え合う。こうしてかれらは自分たちが一つであることの意味を体験し、絶えずそれを深めてゆくのである。この深い一致は、ふたりの人間が互いに与え合うことであって、子供の善と同様に、夫婦間の

1 聖アウグスティヌス、*De bono coniugii*, PL 40, 375-376, 394; 聖トマス、*Summa Theol., Suppl.q. 49, a. 3 ad 1*; 「アルメニア教会との合同教令」: Dz. 702 (1327); ピウス 11 世、回章「カスティ・コンヌビイ」: AAS 22 (1930), pp. 543-555: Dz. 2227-2238 (3703-3714): (岳野慶作訳、17~51 ページ) 参照。

完全な忠実を要求し、また夫婦間の一致が不解消であることを求める（注 2）。

主キリストは、神の愛の泉から生じ、キリストと教会の一致にかたどって設立されたこの多面の愛を豊かに祝福した。かつて神が愛と忠実の誓約によって、その民を助けたように（注 3）、今は人々の救い主、教会の夫は（注 4）、婚姻の秘跡をもってキリスト信者である配偶者を助ける。そしてキリストが教会を愛して、自分を教会のために渡したように（注 5）、夫婦も献身的に変ることのない忠実をもって互いに愛するものとなるよう、キリストはかれらのもとにとどまる。真正な夫婦愛は神の愛の中に取り上げられ、キリストのあがないの力と教会の救いの働きによって導かれ豊かにされる。こうして夫婦は効果的に神のもとに導かれ、父母としての崇高な務めを果たすために、助けられ強められる（注 66）。この理由から、キリスト者である夫婦は、その身分上の義務と尊厳のため、特別な秘跡によって強められ、いわば聖別される（注 77）。キリスト者である夫婦は、この秘跡の力によって夫婦と家庭の務めを果たし、かれらの全生活を信仰と希望と愛をもって包むキリストの精神に満たされて、ますます自己完成と相互の聖化に進み、ともに神を賛美する。

したがって、両親の模範と共同の祈りに導かれて、子供だけでなく家庭内に生活するすべての人は、向上と救いと聖化の道をもっと容易に見いだすであろう。また父および母としての役目と品位を与えられた夫婦は、父母の第一の務めである教育の任務、特に宗教教育の任務を熱心に果たさなければならない。

子供は、家族の活発な構成員としてそれなりに、両親の聖化に寄与する。子供は感謝の念と孝心と信頼をもって両親の恩愛に答え、両親が逆境や老年の孤独にある場合には、よき子供として助けなければならない。結婚の召命の続きとして勇気をもって受け入れられたやもめの身分をすべての人は尊敬しなければならない（注 8）。家庭は惜しみなく霊的富を他の家庭と交流し合うべきである。このようにして、キリストと教会の間の愛の誓約の像であり、それへの参加である婚姻から生じたキリスト教的家庭は（注 9）、夫婦の愛と豊かな実りと一致と忠実によって、また家族全員の愛の協力によって、世における救い主の生きた現存と教会の真正の本質をすべての人に示すであろう。

49（夫婦愛） 神のことばは婚約者に向かって、婚約期間を純潔な愛によって養い豊かにし、また既婚者に向かって、結婚生活を分裂のない愛によってそうするようくりかえし勧めている（注 10）。多くの現代人も、民族と時代の健全な習慣に従って、いろいろの方法で現わされる夫婦間の真の愛

2 ピウス 11 世、回章「カステイ・コンヌビイ」：AAS 22 (1930), pp. 546-547 : Dz. 2231 (3706) : (岳野慶 作訳, 33~36 ページ) 参照。

3 ホセア 2 ; エレミア 3・6~13 ; エゼキエル 16 と 23 ; イザヤ 54 参照。

4 マタイ 9・15 ; マルコ 2・19~20 ; ルカ 5・34~35 ; ヨハネ 3・29 ; 2 コリント 11・2 ; エフェソ 5・27 ; 黙示録 19・7~8 : 21・2, 9 参照。

5 エフェソ 5・25 参照。

6 第 2 バチカン公会議、『教会憲章』：AAS 57 (1965), pp. 15-16 ; 40-41 ; 47 参照。

7 ピウス 11 世、「カステイ・コンヌビイ」：AAS 22 (1930), p. 583 (岳野慶作訳, 121~122 ページ) 参照。

8 1 テモテ 5・3 参照。

9 エフェソ 5・32 参照。

10 創世記 2・22~24 ; 格言の書 5・18~20 ; 31・10~31 ; トビア 8・4~8 ; 雅歌 1・1~3 ; 2・16 ; 4・16~5・1 ; 7・8~14 ; 1 コリント 7・3~6 ; エフェソ 5・25~33 参照。

を大いにたたえる。感情を伴う意志の働きを通してひとりの人間がもうひとりの人間に向かうこの愛は、すぐれて人間的なものであり、ひとりの人間全体の善を包含している。したがって、この愛は心と体の表現に特別な品位を付与し、それらの表現を夫婦的友愛の要素または特別なしとしして高貴なものにすることができる。主はこの愛を恩恵と愛の特別なたまものによっていやし、完成し、高める。この愛は人間的なものと神的なものとを合わせ、細やかな愛情とその表現によって表現される相互の自由な与え合いに夫婦を導き、かれらの全生活に行きわたる（注 11）。実際、この愛は惜しめない実践によって完成し、また成長する。この愛は、利己的に追求され、まもなくみじめに消え去る肉体だけの傾向をはるかに越える。

この愛は結婚に固有の行為によって独特な方法で表現され、実現する。したがって、夫婦を親密に清く一致させる行為は正しい。そして品位のある行為である。夫婦の行為が真に人間らしい方法で行なわれるならば、相互の与え合いを意味し、これをはぐくむ。夫婦はこの相互の与え合いによって、喜びと感謝のうちに互いを豊かにする。相互の約束によって封印され何にもましてキリストの秘跡によって神聖なものとなったこの愛は、順境においても逆境においても、心においても体においても忠実であり不解消であって、かん通と離婚とを完全に排除する。また相互の完全な愛の中に夫と妻とに平等に認めるべき人間の尊厳は、主によって確認された一夫一婦制を明らかにする。このようなキリスト教的召命の義務を絶えず実行するためには、すぐれた徳を必要とする。したがって、恩恵によって聖なる生活を送るための力づけを与えられた夫婦は、強い愛と寛大な心と犠牲の精神を熱心に養い、また祈り求めるべきである。

キリスト者の夫婦がこの愛の忠実と調和についての、また子供の教育の配慮についてのすぐれたあかしとなり、また婚姻と家庭のために必要とされる文化的・心理的・社会的刷新に協力するならば、真正な夫婦愛はいっそう尊重され、それについて健全な世論が形成されるであろう。若い人たちに対しては、特に家庭において、夫婦愛の品位、任務、行為について時機をはかって適切に教えなければならない。こうして、かれらは貞潔についての教育を受けた後、時が来れば清い婚約時代を経て結婚に移ることができる。

50（婚姻の実り） 婚姻と夫婦愛はその本性上、子供を産み育てることに向けて定められている。事実、子供は婚姻の最も貴重なたまものであり、両親自身の善のためにも大いに寄与する。「人間がひとりであるのはよくない」（創世記 2・18）と言い「初めから人間を男と女に造った」（マタイ 19・14）神自身が、創造のわざに人間を特別に参加させようと望み、「産めよ、ふえよ」（創世記 1・28）と言って男と女を祝福した。したがって、婚姻のその他の目的を無視するわけではないが、真の夫婦愛の実行と、それに基づく家庭生活の全構造は、夫婦が勇気をもって創造主と救い主、すなわち、かれらを通して神の家族をふやし、富ませるかたの愛に協力する心構えをもつようになることに向けられている。

夫婦は人間の生命を伝達し、人間を育てる任務を自分に固有の使命と考えなければならない。この任務において、夫婦は自分が創造主なる神の愛の協力者であり、いわばその解釈者であることを知っている。したがって、人間として、またキリスト者としての責任をもって自分の務めを果たすべきであり、神に対するすなおな尊敬をもって、共同の考えと努力によって、正しい判断を下さな

11 ピウス 11 世，回章「カスティ・コンヌビイ」：AAS 22 (1930), p. 547-548 : Dz. 2232 (3707) : (岳野慶作訳，37~38 ページ) 参照。

なければならない。そのためには、自分自身の福祉とともに、生まれた子供、また生まれるであろう子供の福祉を考慮し、自分の生活状態ならびに時代の精神的・物質的状态を識別し、家庭・社会・教会のそれぞれの利益をも考えなければならない。この判断は、最終的には夫婦自身が神の前において行なうべきものである。しかし、自分の行為に関して、キリスト者である夫婦は自分かつてに処置できないことを知るべきである。かれらは常に良心に従わなければならない、良心は神のおきてに従わなければならない。またかれらは神のおきてを福音の光のもとに正しく解釈する教会の教導職に従順でなければならない。神のおきては夫婦愛の十全な意味を示し、この愛を守り、その真に人間的な完成へ導く。こうして、神の摂理に信頼し、犠牲の精神を尊び（注 12）、人間として、またキリスト者としての強い責任感をもって人類繁殖の任務に従事するキリスト者の夫婦は、創造主に栄光を帰し、キリストにおいて完徳に向かうのである。神から託された任務をこのように果たす夫婦の中で特記すべきは、慎重と共通の同意と勇気をもって多くの子供をりっぱに育てるよう引き受ける人々である（注 13）。

しかし、婚姻は繁殖のためだけに制定されたのではない。ふたりの人間の間には不解消のものとして結ばれた誓約の性質そのものも、また子供の善も、夫婦相互の愛が正しい方法で実行され、育ち、成熟することを要求する。したがって、熱望する子供が与えられない場合にも、婚姻は全生涯の生き方および交わりとして存続し、婚姻の価値と不解消性は持続する。

51 (夫婦愛と生命の尊重) 公会議は現代におけるある種の生活条件がしばしば調和のある夫婦生活の営みを妨げ、少なくともある期間は、子供の数をふやすことができないような状況に置き、愛の忠実な実行と生命の完全な交わりとを保つことが困難なことも知っている。親密な夫婦生活が切断されれば、夫婦間の忠実が危険に陥り、子供の善が毒されるおそれがある。子供を育てることや、もっと子供を産む勇気は危険にさらされるからである。

この種の問題に対して正しくない解答を出す人があり、殺害さえ恐れない人もある。教会は生命の伝達に関する神のおきてと真正な夫婦愛を励ます神のおきてとの間に、真の矛盾があるはずがないことを思い出させる。

事実、生命の主である神は、生命の維持という崇高な役務を人間に託した。人間は人間にふさわしい方法でこの役務を果たさなければならない。生命は妊娠した時から細心の注意をもって守られなければならない。墮胎と幼児殺害は恐るべき犯罪である。人間の性的素質と生殖能力は、下等生物に見いだされるそれをはるかに越える。したがって、人間の正しい品位に基づいて行なわれる夫婦生活の固有の行為に対して、大きな尊敬を払わなければならない。夫婦愛と生命伝達の責任との調和が問題となるときには、行為の倫理性は意向の純粋性や動機の評価だけに依存するのではない。それは人間とその行為の本性から引き出された客観的基準、真の愛の連関において相互授与と人間繁殖の十全な

意味を守る基準によって定められるべきである。このことは夫婦間の貞潔の徳をまじめに実践することなしには実現できない。教会の子らは、これらの原則に従うべきものであるから、妊娠調節に際しては、神のおきての解説において教導職が禁止している手段を用いてはならない（注 14）。

12 1 コリント 7・5 参照。

13 ピウス 12 世、演説（1958 年 1 月 20 日）：AAS 50 (1958), p. 91 参照。

14 ピウス 11 世、回章「カスティ・コンヌビイ」：AAS 22 (1930), pp. 559-561 : Dz. 2239-2241 (3716-3718) : (岳野慶作訳, 63~69 ページ) ; ピウス 12 世、「イタリア産科医連合会議における演説」（1951 年 10 月 29 日）：AAS 43 (1951), pp. 853-854 ; パウルス 6 世、

すべての人は、人間の生命とそれを伝達する任務が、この世だけに限定された現実ではなく、この世の観点からだけ評価し理解できるものでもなく、常に人間の永遠の目的に関連して考えなければならないことを知るべきである。

52 (すべての人が婚姻と家庭の振興を計らなければならない) 家庭は豊かな人間形成の学校の一つである。ところで、家庭がその生命と使命との完成に到達しうるためには、情愛のある心の交流、夫婦の協議、子供の教育についての両親の協力が必要である。父親の積極的な存在は子供の教育に大いに役だが、子供、特に幼児が必要とする母親の家庭における配慮が欠けてはならない。ただし、女性の正当な社会的進出を妨げてはならない。子供が成人した後に、強い責任感をもって、聖なる召命にしたがい、また身分を選ぶことができるように、そして結婚する場合には道徳的・社会的・経済的に恵まれた条件のもとに家庭を築くことができるように育てなければならない。若い人たちが家庭を作る際に賢明な注意をもって指導するのは、両親や保護者の務めである。ただし、若い人たちの言うことに喜んで耳を貸し、直接にも間接にも結婚や配偶者の選択を強制するようなことを避けなければならない。

このように、家庭は、種々の世代が集まって、英知を深め、個人の権利を社会生活の種々の要請に調和させるよう互いに助け合う所であるから、社会の基礎である。したがって、教会や団体に影響力をもつ人々はすべて、婚姻と家庭の向上に効果的に寄与しなければならない。国家は婚姻と家庭の真の本質を認め、守り、高め、公衆道徳を擁護し、家庭の繁栄を助けることを、その尊い義務と考えなければならない。子供を産み、家庭で育てるという両親の権利を保護すべきである。不幸にも家庭のない子供に対しては、行き届いた立法と種々の事業によって、保護と適切な援助の手を伸べなければならない。

キリスト信者は現在の時を利用し（注 15）、永遠のものを移り変わる形あるものから区別して、自分の生活によるあかしと善意の人々との協力によって、婚姻と家庭の価値を熱心に高めなければならない。こうして困難を克服して、新しい時代にふさわしい便宜と必要な助けを家庭にもたらすであろう。この目的を達成するために、信者のキリスト教的感覚、人間として正しい道徳心、聖なる学問を身につけた人々の英知と経験は大きな助けとなる。

学者、特に生物学、医学、社会学、心理学の専門家は、研究を持ち寄って、人間繁殖の正しい調整を助ける諸条件を明らかにするよう努力するならば、結婚生活と家庭生活のため、また良心の平和のために大いに寄与することができる。

司祭は家庭生活に関する必要な知識をたくわえ、既婚者が夫婦生活と家庭生活において自分の召命によく答えるよう、種々の司牧的手段、神のことばの宣教、典礼祭儀、その他の霊的援助によって助け、困難に際しては同情と忍耐をもって励まし、愛をもって力づけなければならない。こうして真に喜びに輝く家庭が作られるであろう。

「枢機卿団への演説」（1964年6月23日）：AAS 56 (1964), pp. 581-589 参照。他のもっと詳細な研究を要する種々の問題は、教皇の命により、人口、家庭、出生率を調査する委員会にゆだねられた。委員会がその任務を果たした後、教皇が判断を下すためである。教会の教導権が判断を下さないうちに、教会会議は具体的な解決を示すつもりはない。

15 エフェソ 5・16；コロサイ 4・5 参照。

種々の活動，特に家庭会は，教えと活動を通して若い人たちや夫婦自身，特に新しい夫婦を励まし，家庭・社会・使徒的生活のために養成しなければならない。

夫婦自身も，生きた神の似姿につくられ，人間の真の尊厳を持つものとして，同じ愛情，同じ考え，相互の聖化に一つに結ばれなければならない（注 16）。こうして生命の原理（注 17）であるキリストに従う者となり，喜びと犠牲を伴う自分たちの召命の中に，その忠実な愛を通して，主が死と復活をもって世に啓示した愛の秘義の証人となるであろう（注 18）。

¹⁶ *Sacramentarium gregorianum*, PL 78, 262 参照。

¹⁷ ローマ 5・15, 18 ; 6・5~11 ; ガラチア 2・20 参照。

¹⁸ エフェソ 5・25~27 参照。